

「第5次熊本県歯科保健医療計画」(素案)に関する意見募集の結果及び
 県の考え方について

1 募集期間

令和5年(2023年)12月22日(金)から令和6年(2024年)1月20日(土)まで

2 意見の件数(意見提出者数)

13件(8人、0団体) ※同趣旨の意見はまとめております。

3 御意見の取扱い

反 映(一部反映): 御意見を踏まえ、(一部)内容に反映したもの	3件
記載済: 既に素案に記載されているもの	1件
参 考: 今後の参考とさせていただくもの	6件
補 足: 御意見について案の補足説明を行ったもの	2件
その他: 質問や感想、素案意外への意見	1件

4 御意見の概要及び県の考え方

かかりつけ歯科医について

頁	御意見の概要	件数	県の考え方	取扱
1~7	かかりつけ歯科医をもち、定期的 に受診することが、口腔健康管理に有益 であることや口腔に関する諸健診(妊 婦歯科健診・乳幼児歯科健診・歯周疾 患検診、後期高齢者医療歯科口腔健康 診査)を受診することが有益であるこ とを計画の最初の方で言及してはどうか。	1件	第2章 計画策定の背景・課題に、「か かりつけ歯科医を持ち、定期的 に歯科健診や歯石除去などの口腔衛生管理や 自身による歯磨きや歯間部清掃用具 (デンタルフロス、歯間ブラシ)を使 用した丁寧な歯磨きが大事であるこ とを県民に周知する必要があります。」の 一文を追記しました。	反映 (一部 反映)
31	地域社会との関わりがほとんどない 人は、近隣に歯科医療機関がいくつ かあるのは把握していても各歯科医の 特徴、専門性、評判などは分らず、か かりつけ歯科医を選ぶこと自体が容易 ではない。かかりつけ歯科医を選ぶこ とが困難な県民も考慮した施策を検 討してほしい。	1件	どこに住んでいても、また、身近な 歯科医療機関を選んでも適切な治療 や口腔健康管理が提供できるかかり つけ歯科医になれるよう、歯科医 全体の資質向上を図っていきます。 御意見は、今後の取組の参考とさ せていただきます。	参考

むし歯有病状況について

頁	御意見の概要	件数	県の考え方	取扱
4	以前、熊本県で作成されたポスターやリーフレットに記載されていた1歳6カ月児や3歳児の「ワースト〇位」という記載はとてもインパクトがあったため、計画にも記載したらどうか。	1件	本計画の現状・課題及び目標値は国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に則して記載しており、国と同様に、「むし歯のない3歳児の割合」と「4本以上むし歯のある児の状況」を設定しています。御意見の1歳6カ月児及び3歳児の都道府県順位については、歯科保健普及啓発事業等で周知していきます。 御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	参考
8、13	乳幼児や学齢期のむし歯の一人平均の歯数を示してあるが、むし歯のない子どもの数やむし歯が多数ある子どもたちはどう変化しているか気になる。早期治療が一番だと思ふため、積極的な治療勧奨を一番目に推進してほしい。	1件	むし歯が多数ある児とまったくない児との健康格差の縮小のために、学校における歯科健診後の積極的な治療勧奨の実施と併せてフッ化物洗口実施の推進に努めることを本計画の施策の方向性に記載しています。	記載済
11	本県の12歳児の一人平均むし歯本数の減少率は全国の中ではどのくらいの位置にあるか。事業評価を行う一つの指標になると思われるため、計画に記載してはどうか。	1件	本計画では、国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に則して、「むし歯のない12歳児の割合」と「12歳児の一人平均むし歯数」を指標に設定しています。 御意見にあります12歳児の一人平均むし歯本数の減少率については、今後、本計画の進捗状況を評価する上でのデータの一つとして検討していきます。	補足

フッ化物洗口の実施について

頁	御意見の概要	件数	県の考え方	取扱
12	第4次計画では、フッ化物洗口実施率が熊本市を含む県全体と熊本市を除く数値を記載されていたが、今回は県全体のみとなっている。熊本市のフッ化物洗口実施の取組が県と少し異なるため、県の事業を評価するためには、熊本市を除いた数値も必要だと思う。	1件	本計画においては、熊本市を含めた県全体の学齢期におけるむし歯有病状況を改善することを目指しております。そのため、熊本市を含めた県全体の目標として「小・中学校でフッ化物洗口を全学年で実施している割合」を指標に設定しています。 なお、フッ化物洗口実施に関しては、熊本市と連携し取り組んでいくこととしております。	補足

頁	御意見の概要	件数	県の考え方	取扱
13	フッ化物洗口は継続し実施することで効果が得られるが、年数回程度、フッ化物洗口を実施している施設も多くあると聞いている。各施設等の実施回数を把握の上、効果的な事業展開を図ってほしい。	1件	県では、毎年度、県内全小中学校でのフッ化物洗口実施状況を確認しております。新型コロナウイルス感染症発生時以外は、ほとんどの施設が推奨している年間40回のフッ化物洗口を実施しています。実施回数が減ると予防効果に影響がでることから、祝日や学校行事等により実施できなかった場合は、代替日を設けるなど、むし歯予防に効果のある方法で実施できるよう指導・助言を行っているところです。	その他
13	学校でのフッ化物洗口実施については、専属の人材を雇用したり、行政職員が担うことを明記してほしい。先生たちの本来の仕事は、子どもたちにむし歯予防の知識や方法を教えることであり、フッ化物洗口を実施することではない。	1件	学校でのフッ化物洗口は、各家庭の生活環境や歯の健康づくりに対する知識や関心の程度に関わらず実施できる有効な対策と考えています。 その実施にあたっては、一部の機関等に負担が偏らないように、関係者間で実施方法や役割分担について十分協議した上で実施していくこととしております。このことについては、以前より市町村に文書にて通知するとともに、必要経費について補助を行ってきたところですが、御意見等を踏まえ、「一つの機関又は特定の人に役割や負担が集中しないよう市町村等へ支援を行います。」の一文を追記しました。	反映 (一部反映)
	フッ化物洗口実施日は、養護教諭が勤務時間前から準備し、各担任は朝自習の時間を費やしている。予算をつけて人を配置すべきである。勤務時間外にさせることは法令違反であり、働き方改革の観点からも文部科学省、厚生労働省の方針に合っていない。	1件		

市町村歯科衛生士の配置について

頁	御意見の概要	件数	県の考え方	取扱
36～ 37	熊本県の歯科保健の充実や歯科疾患予防のために、各市町村に正規雇用の歯科衛生士を配置してほしい。	4件	県では、現在、市町村歯科衛生士等研修事業を実施し、県内に在住する未就業歯科衛生士を対象に研修を行い、市町村における歯科保健事業の人材確保への支援を行っています。引き続き、歯科衛生士会と連携しながら効果的な歯科保健施策の推進には歯科衛生士の確保が必要であることを市町村へ周知することで、市町村歯科衛生士配置を促してまいります。	参考